

アセットオーナー・プリンシプルの受け入れについて

キョーリン企業年金基金

キョーリン企業年金基金(以下、「当基金」という)は、アセットオーナー(資産保有者としての機関投資家)として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)に賛同し、これを受け入れることを表明します。

原則 1

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、受益者である加入者及び受給権者の安定的な老後の所得を確保することが最善の利益であると考え、それを実現するために安全かつ効率的に資産の運用を行います。

そのために、基金運営委員会における審議を経たうえで、理事会及び代議員会における意思決定手続きに従って運用の基本方針を策定し、運用目的、運用目標及び運用の基本方針を定めています。また、運用の基本方針は、当基金のおかれた状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を検証し、定期的に見直しを行っています。

原則 2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、運用目標・運用方針に照らした運用を実現するため、運用責任者を設置するとともに、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用委託先等の評価等に関して審議するための基金運営委員会を設置しています。

また、知見の補充・充実のため、外部の運用コンサルタント等を活用し、運用体制の高度化を図っています。

原則 3

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、リスク管理の観点から定めた運用の基本方針に基づき、投資対象資産や運用手法の分散を行っています。

運用委託先の選定にあたっては、その得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価のみならず、投資哲学、運用体制等の定性評価も合わせた総合的な評価により行います。また、運用委託先に対しては一定期間毎に運用状況等の評価を行い、必要に応じて委託先の見直しを実施します。

原則 4

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、確定給付企業年金の重要なステークホルダーを受益者である加入者及び受給権者と考え、ホームページでの公開や機関誌の発刊等により、運用状況や財政状況等につき、適切に開示しています。

原則 5

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、企業年金連合会の企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業の企業価値向上に寄与し、中長期的なリターンの拡大を図ります。